

春日井市住生活基本計画の策定に向けて

「春日井市住生活基本計画」について

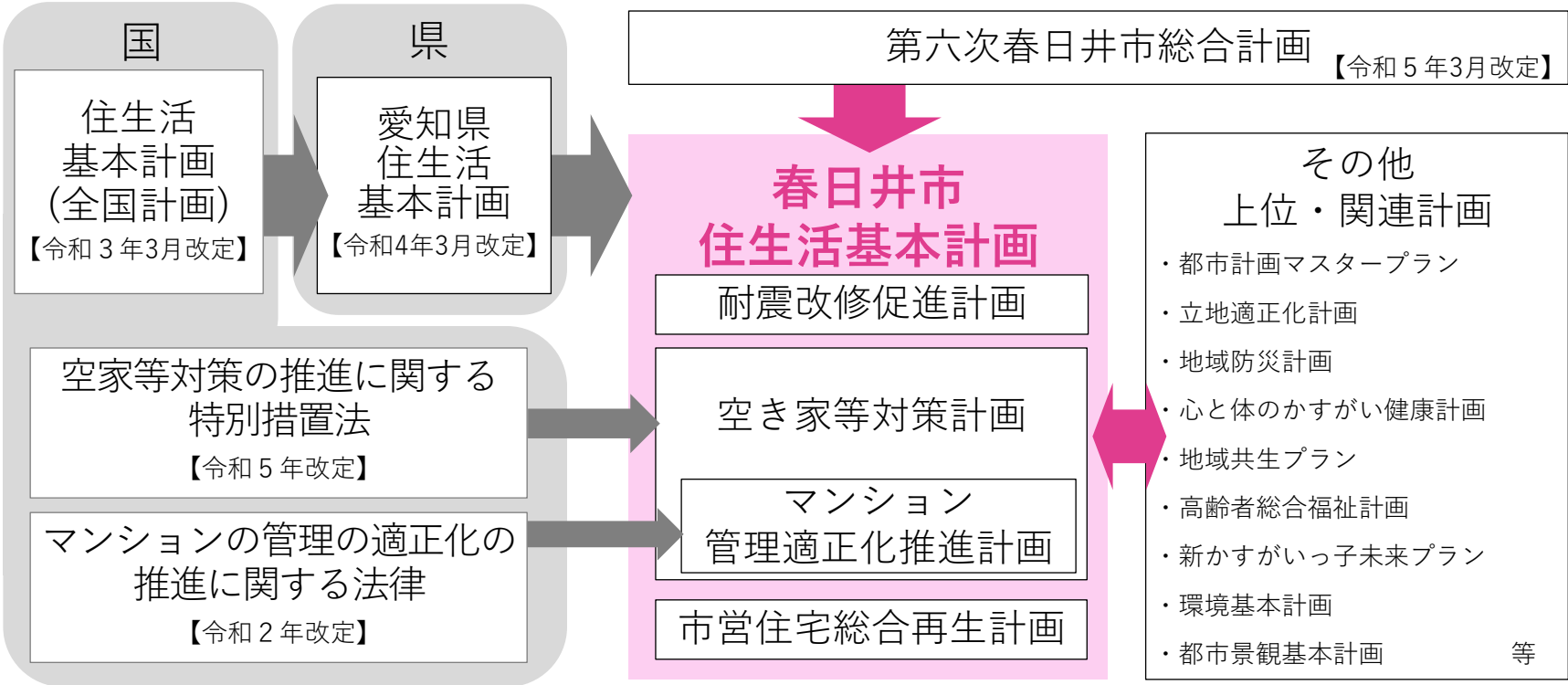
- 「住生活基本計画」とは国民の住生活の安定確保と向上促進に関する施策の推進を目的とする住生活基本法（平成18年施行）に基づいた、住宅・居住環境・居住に係る施策のマスタープランです。
- 全国計画及び都道府県計画は法定計画であり、最新の計画は全国計画が令和2年度末、愛知県計画が令和3年度末に見直しがありました。通常、5年毎に改定がなされるため、全国計画は令和7年度末、県計画は令和8年度末に、改定がなされる見込みです。
- そのようななか、春日井市では、平成22年までを計画期間とする「春日井市住宅マスタープラン」を平成9年3月に策定し、それ以降は、耐震改修促進計画や空き家等対策計画等の個別の関係計画を策定しながら、各施策を進めてきました。
- この度、上記の上位計画の動向や社会情勢が大きく変化し住まいや暮らしを取り巻く課題が複雑化するなかで、個別の関連計画を統合し、10年後の春日井市の住生活を見据えた住生活の総合的な計画として、「春日井市住生活基本計画」を策定いたします。

計画策定の枠組み・計画期間

○今回の計画の策定では、住生活に関する施策を総合的に推進していくために、関連する「春日井市耐震改修促進計画」、「春日井市空き家等対策計画（マンション管理適正化推進計画）」、「春日井市市営住宅総合再生計画」を包含した計画として策定します。

○計画期間：2026（R8）年度～2035（R17）年度の10年間（必要に応じて中間見直し）

< 計画の位置づけ >



住生活基本計画に包含する関連計画

春日井市耐震改修促進計画

- ・ 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画。

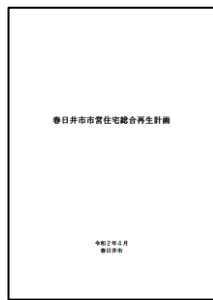
- ・ 計画期間
R 3 ～ R 12 年度



春日井市市営住宅再生総合計画

- ・ 市営住宅の再生目標や方針、方針実現のための活用計画などを位置付け、適切な維持管理や整備を行うための計画。

- ・ 計画期間
H28 ～ R 7 年度



春日井市空き家等対策計画

- ・ 空家法第 6 条の規定に基づき、本市における空き家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

- ・ 計画期間
R 3 ～ R 7 年度



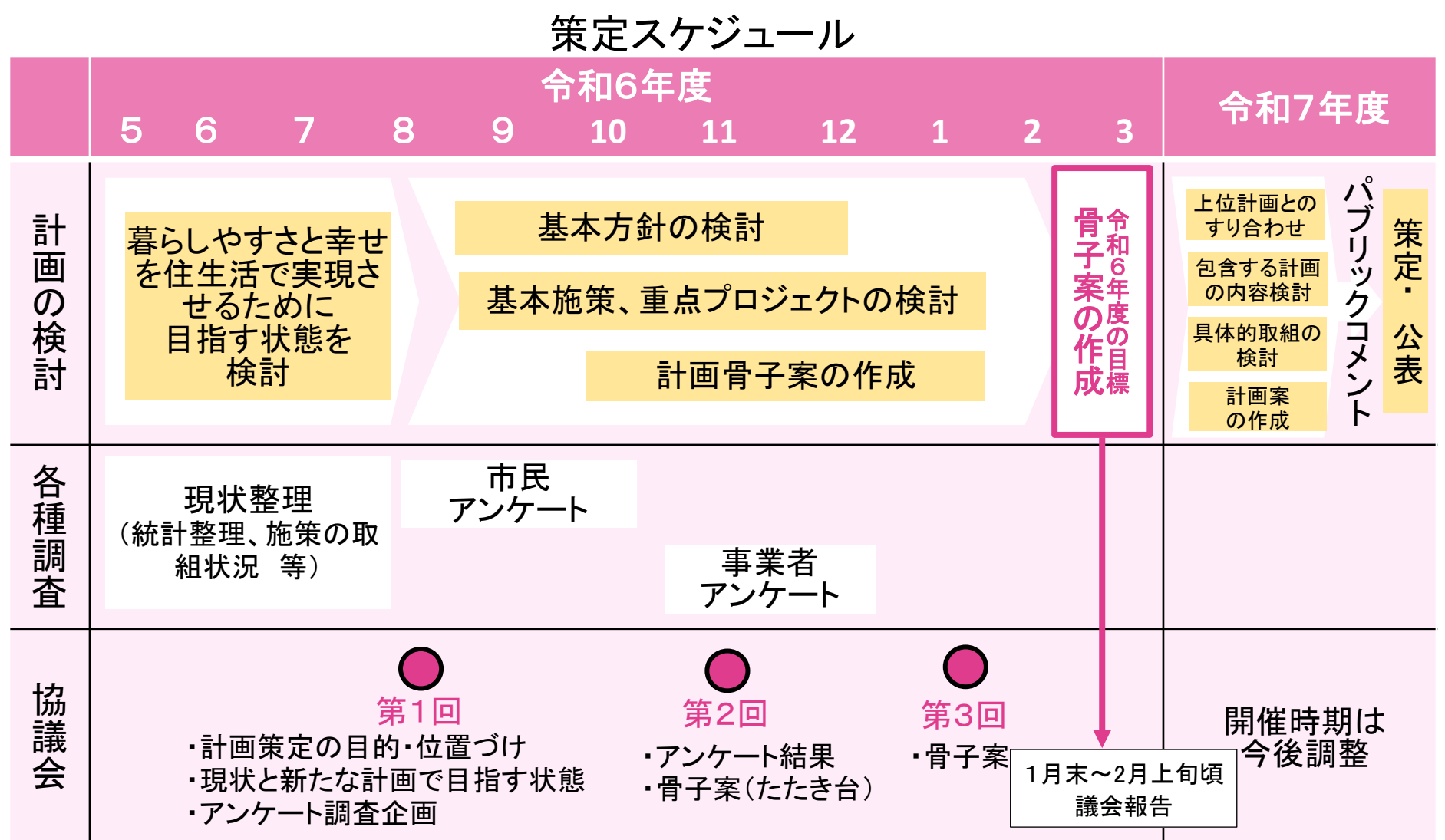
マンションに関する部分については、マンション管理適正化法（第3条の2第1項）に規定する「マンション管理適正化推進計画」を兼ねる。

春日井市マンション管理適正化推進計画

- ・ マンションの管理の適正化に向けた目標や施策等を位置づけ管理の適正化を推進するための計画。

策定までの大まかなスケジュール

○令和7年度末（2026.3）の計画策定・公表を目指して、令和6年度中に計画の大枠となる骨子案の作成を目指します。



協議会での議論の想定

○第1回

⇒総合計画における将来像の実現を目指すために、**春日井市としてどのような住生活の状態を目指すのか**を主に議論。

○第2・3回⇒**目指す状態の実現に向けた目標や方針、施策等**を主に議論。

【総合計画における将来像】



暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい

第2・3回協議会
で議論する点

“暮らしやすさ”と“幸せ”を
【住生活】の視点から考える

社会経済状況の変化

春日井市における
住宅・住環境
の状況・課題

キーワードを抽出

どのような状態
を目指すか

目標
基本方針
施策の方向性

第1回協議会で
議論する点

市民が“暮らしやすさ”と“幸せ”
を感じるためには、
住生活の施策として何をするか

どのようなこと
をすればよいか

施策
(重点施策頭出し)